国立大学法人東京医科歯科大学資金運用管理規則

（平成３１年３月２６日
規　則　第　４　２　号）

第１章　資金運用管理にあたっての基本方針

（趣旨）
第１条　この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程（平成１６年規程第３号。以下「会計規程」という。）第２８条第２項の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の業務上の余裕金を安全かつ効率的に運用するために必要な事項を定める。

（運用の目的）
第２条　運用は、本学の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに、将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

（運用の目標）
第３条　将来にわたって本学の財政の健全性を維持するに足る収益性の確保を運用目標とする。

（運用の範囲）
第４条　運用の範囲は、本学が管理するすべての資金から生じる余裕金とする。
２　前項の規定にかかわらず、第７条第２号から第９号に規定する運用対象に係る運用の範囲については、国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号。以下「法」という。）第３４条の３第２項における業務上の余裕金とする。
３　第１項及び前項を合計した資金運用額は、資金繰りに支障を来さないように、原則として、資金総額の８割を超えないものとする。

（運用の方法）
第５条　運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、第２条に掲げる運用の目的を達成するために分散投資に努めるものとする。

第２章　運用資産構成

（基本ポートフォリオ）
第６条　本学は、第２条に掲げる運用の目的を達成するため、中長期的な観点から運用対象資産の基本ポートフォリオを策定し、資産配分を維持するよう努める。この基本ポートフォリオは毎年度検証し、必要に応じて見直しを図るものとする。

第３章　自家運用

（運用の対象）
第７条　運用の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 法第３５条において準用する独立行政法人通則法第４７条（平成１１年法律第１０３号）に規定する各号に掲げるもの
(2) 貯金又は外貨建ての預金
(3) 資産の流動化に関する法律（平成１０年法律第１０５号）に規定する特定社債券
(4) 社債券（第１号に規定するものを除く。）
(5) 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの（コマーシャルペーパー）
(6) 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和２６年法律第１９８号、以下「投資法人法」という。）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
(7) 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で金融商品取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１号から第５号まで、第１２号又は第１５号に掲げる証券又は証書の性質を有するもの（第１８号に掲げるものを除く。）
(8) 投資法人法に規定する投資証券、新投資口予約権証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
(9) 信託会社（信託業法（平成１６年法律第１５４号）第３条又は第５３条第１項の免許を受けたものに限る。）又は信託業務を営む金融機関への金銭信託（第１号に掲げるものを除く。）ただし、運用方法を特定するものにあっては、法第３４条の３第２項第３号ただし書きに規定する方法により運用するものに限る。

（集中投資の回避）
第８条　運用にあたっては、流動性を十分確保するとともに、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券（外国企業の債券及びコマーシャルペーパーを含む。）を取得する場合、同一発行体が発行した債券等への投資額は、資金運用額の２０％を超えないものとする。

（投資信託の取得時における留意事項）
第９条　第７条第６号（第７号で第６号の性質を有するものを含む。）の運用を行う場合には､そのリスクの所在を明確に把握し、慎重に対応をすることとする。

（取得債券等格下げ時の対応）
第１０条　会計規程第６条に規定する会計事務統括責任者は、国債、地方債及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券等で、取得後にいずれの信用格付業者による格付が「A」格未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに資金運用管理委員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講じる。

２　前項において、いずれの信用格付業者による格付が「BB」相当以下となった場合に、保有を継続するときは、同一の発行体が発行した債券等への投資額は、資金運用額の４％を超えないものとする。

（デリバティブ取引の留意事項）
第１１条　有価証券、通貨若しくは金利に係る先物取引、先渡為替予約、指数先物取引若しくはオプション取引又は通貨若しくは金利に係るスワップ取引等（デリバティブ取引）の取扱いについて、債券、外国為替等の原資産における価格変動リスクを一時的に回避し、又は原資産の一時的な代替を目的として行うものとし、投機目的の利用は行わないこととする。

第４章　委託運用

（受託者責任）
第１２条　本学は、受託機関に対して、本学の資金運用管理にあたり専門家としての慎重な注意をもって、専ら委託者たる本学の利益に対してのみ忠実に最善の努力を果たす義務を負うことを求める。

（ガイドラインの提示と遵守）
第１３条　本学は、第６条に定める基本ポートフォリオに基づき、本規則及び運用対象資産等に関する事項等を定めた運用ガイドラインを受託機関に提示し、受託機関はこれを遵守しなければならない。

（運用の対象）
第１４条　受託機関に対して本学が運用方法を特定する場合の運用対象は、第７条の各号に掲げるものとする。なお、取得債券の格下げ時の対応は、第１０条に準じて対応するものとする。

（運用状況の報告）
第１５条　本学は、受託機関から四半期毎に運用状況に関する報告を受けるものとする。

第５章　運用管理体制等

（資金運用の責任者）
第１６条　運用は、全て学長の権限と責任の下で行うものとする。
２　学長は、資金運用責任者を置き、資金運用を担当させるものとする。
３　資金運用責任者は、会計事務統括責任者とする。

（運用の評価）
第１７条　運用の評価については、中長期の観点に立脚し、定量評価、組織、情報、運用内容の質等の定性評価を組み合わせ、総合的に行うものとする。

（資金運用管理委員会）
第１８条　本学の適切な資金運用管理に資するため、資金運用管理委員会を置く。
２　資金運用管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（資金運用計画）
第１９条　資金運用責任者は、資金運用管理委員会の議を経た資金運用計画について、学長の承認を受けなければならない。
２　資金運用責任者は、前項の資金運用計画について、役員会に報告するものとする。
３　資金の調達及び運用については、資金運用計画に基づき有効適切に実施するものとする。

（金融機関等の選定）
第２０条　資金運用責任者は、資金運用する際に、金融機関の経営状況を的確に把握し、

他の金融機関との比較検討等を行った上で、安全かつ効率的な金融機関及び運用方法を選定しなければならない。
２　金融機関の選定基準については、別に定める。

（倫理規程）
第２１条　資金運用責任者及び運用を担当する職員の職務に係る倫理の保持に資するために必要な措置については、国立大学法人東京医科歯科大学職員倫理規則を遵守する。

（運用報告）
第２２条　資金運用責任者は、次の各号に掲げる事項に基づく報告書を、半期毎に作成し、資金運用管理委員会に報告するものとする。
(1) 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表
(2) 運用資産構成比率
(3) 各金融商品別の運用の実績
(4) リスク状況(取引銀行、社債券、約束手形等の格付け等)
２　資金運用責任者は、前項の報告後、可能な限り速やかに同様の内容を役員会及び経営協議会に報告し、必要に応じて審議等を行うものとする。

（規則の改廃）
第２３条　この規則の改廃は資金運用管理委員会の議を経て、資金運用責任者が行う。

（事務処理）
第２４条　資金運用に関する事務は、財務部において処理するものとする。

（その他）
第２５条　この規則に定めるもののほか、資金運用に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附　則
１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。
２　国立大学法人東京医科歯科大学資金運用規則(平成１９年規則第１６号)は､廃止する。
附　則　（令和４年３月２９日規則第７２号）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。
附　則　（令和５年４月１０日規則第６０号）
この規則は、令和５年４月１０日から施行し、令和４年１０月１日から適用する。